

平成 26 年 1 月 14 日

金融庁監督局保険課
金融庁検査局総務課調査室 御中

一般社団法人全国銀行協会
業 務 部

「『保険会社向けの総合的な監督指針』及び『保険検査マニュアル』等の
一部改正（案）」に対する意見等の提出について

平成 25 年 12 月 10 日付で意見募集のあった標記の件について、別紙のとおり
意見等を提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

○ 「保険会社向けの総合的な監督指針」及び「保険検査マニュアル」等の一部改正（案）への意見等

項番	該当箇所	意見等	理由
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社向けの総合的な監督指針（本編）改正案「Ⅱ－４－３－１(2)④ウ」 ・ 同上「Ⅱ－４－３－５(2)⑧ウ」 ・ 保険検査マニュアル改定後「保険募集管理態勢の確認検査用チェックリストⅢ 1 ⑥(ii)ハ」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社による「監査等の手法として、無予告での訪問による監査等を実施できる態勢の整備」が新設されているが、業法により一定の態勢整備義務等が定められている者が生命保険募集人または損害保険代理店である場合は、対象外としていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険募集人に関しては、募集形態や特性に応じて保険会社による管理が行われるべきと考えられる。 ・ その点、銀行においては、業法により一定の態勢整備義務が定められている等により、適正な募集態勢の確立に向けて、すでに適切な措置が講じられているものとする。 ・ また、業法上の検査に加え、保険会社が無予告で銀行の営業店等に来訪し、書類の提出やヒアリングを求めた場合、業務への過大な負荷が懸念される。顧客への手厚いサービス提供のためにも、保険会社による管理は、募集人に対する既存の業規制も勘案したものとされるべきである。
2	<p>保険会社向けの総合的な監督指針（本編）改正案「Ⅱ－４－５－１－１(4)」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本規定にもとづいて、保険会社が社内規則等や保険募集方法を定める際、商品の特性等に鑑み可能な限りにおいて、適用対象とする保険商品の範囲や、「高齢者」の定義について、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）「Ⅳ－３－１－２(3)①」が参照する日本証券業協会の自主規制規則等と目線を合わせるべきことを明示するべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同じ商品性の保険商品について、引受保険会社によって取扱いが異なることがあれば、特に乗合代理店での顧客対応等に支障が生じることが懸念される。 ・ また、投資信託や保険商品といった金融商品の種類によって取扱いが異なる場合も、複数の種類の金融商品を提供する金融機関において、態勢整備に向けた円滑な対応が困難になる虞がある。